

復旧後の利用促進検討ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 令和5年6月30日からの豪雨により全線不通となったJR美祢線の復旧後の利用促進等に向けて、効果的な取組の方向性を迅速に検討・整理するため、JR美祢線利用促進協議会（以下「協議会」という。）規約第11条第2項の規定に基づき、復旧後の利用促進検討ワーキンググループ（以下「復旧WG」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 復旧WGは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 現状分析、過去の取組の検証及び課題の整理に関すること。
- (2) 課題を踏まえた新たな利用促進策の検討及び取組効果の試算等に関すること。
- (3) 地域におけるJR美祢線の役割等の整理に関すること。
- (4) その他、JR美祢線に係る検討・整理が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 復旧WGは、次に掲げる機関又は団体から推薦された者をもって構成する。

- (1) 山口県
- (2) 協議会構成市
- (3) 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部広島支社

2 復旧WGにリーダーを置き、美祢市総務企画部地域振興課長をもって充てる。

(復旧WGでの検討等)

第4条 復旧WGは、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 復旧WGの活動状況は可能な範囲で公表するものとする。

(事務局)

第5条 復旧WGの事務局は、美祢市総務企画部地域振興課JR美祢線災害復旧対策室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、復旧WGの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。